

和歌山工業高等専門学校技術支援室規則

制 定 平成20年12月9日

最近改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に技術支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、技術に関する業務を組織的かつ効率的に行うとともに、その職務遂行に必要な能力、資質等の向上を図り、教育・研究に関する技術的支援と専門的業務を円滑かつ効果的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生の実験・実習、卒業研究及び課外活動等の技術支援に関すること。
- 二 工作機器・実習設備等の保守に関すること。
- 三 教員の教育・研究活動に伴う技術支援に関すること。
- 四 地域連携活動に伴う技術支援に関すること。
- 五 サイバーセキュリティ及び情報ネットワーク等の技術支援に関すること。
- 六 技術の習得、継承、保存及び研修に関すること。
- 七 その他教育・研究の支援に関すること。

(組織)

第4条 支援室に技術支援室長、技術長、技術専門職員及び技術職員を置く。

- 2 支援室に、技術専門員を置くことができる。
- 3 支援室に、生産・加工グループ、電気グループ、化学・環境グループ及び情報管理グループを置く。
- 4 各グループは、相互に連携協力し支援室の業務を円滑に遂行するものとする。
- 5 情報管理グループは、主として前条第5号に規定する業務を担当するものとする。

(技術支援室長)

第5条 技術支援室長は、本校教授の中から校長が任命する。

- 2 技術支援室長は、上司の命を受け、支援室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 技術支援室長の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術長)

第6条 技術長は、技術専門員又は技術専門職員の中から校長が任命する。

- 2 技術長は、上司の命を受け、支援室の業務を統括するとともに、高度な専門技術をもって業務を行う。

(グループ長)

第7条 第4条第3項に定める各グループにグループ長を置き、技術長、技術専門員及び技術専門職員の中から校長が任命する。

2 グループ長は、上司の命を受け、当該グループの業務を掌理する。

3 グループ長の任期は、1年とし再任は妨げない。ただし、欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術専門員)

第8条 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度な専門的な技術をもって、支援室及び当該グループに関する業務を行う。

(技術専門職員)

第9条 技術専門職員は、上司の命を受け、高度な専門的な技術をもって、支援室及び当該グループに関する業務を行う。

(技術職員)

第10条 技術職員は、上司の命を受け、支援室及び当該グループに関する業務を行う。

(委員会)

第11条 支援室の円滑な運営を図るため、技術支援室委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

平成17年4月1日に制定された、技術支援室規則は廃止する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、新たに室長、グループ長となった者の任期は、第5条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。